

# 大分あったか・はーと

## 駐車場利用証制度

車いすマーク駐車場を必要としている人のために

### 大分あったか・はーと 駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方などで歩行が困難な方に県が共通の利用証を交付する制度です。



大分あったか・はーと  
駐車場の案内表示



### 大分あったか・はーと駐車場を利用できる方は？

大分あったか・はーと駐車場利用証をお持ちの方です。

#### 【対象となる方】

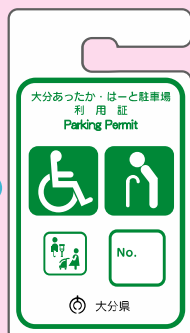
- ・障がい、高齢、難病などにより歩行が困難な方
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に歩行が困難な方(裏面参照)

### 利用証の交付

県などで交付します。  
(裏面参照)

### 利用証の使い方

ルームミラーなどにかけて外から見えるように掲示します。



車いすを使用する人は、車の乗り降りの際、ドアを全開にし、乗り移らなければならないので、広いスペースの車いすマーク駐車場が必要です。

広いスペースを必要としない歩行困難な方は、プラスワン区画からご利用していただきますようお願いします。

利用証をお持ちの方でも、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要としている方へ譲っていただきますよう配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、県民の皆様の一人ひとりのゆずりあい・思いやりの心です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



大分県

## 対象者 以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

### ◆身体障がい者 下表に該当する方

視覚障害		1～4級
平衡機能障害		3、5級
肢体不自由	上肢	1、2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～3、5級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1、3、4級
じん臓機能障害		1、3、4級
呼吸器機能障害		1、3、4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1、3、4級
小腸機能障害		1、3、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級

### ◆知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

### ◆精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の方

### ◆高齢者

要介護状態区分が「要介護1～5」の方

### ◆難病患者

特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者  
小児慢性特定疾病医療受給者

### ◆妊産婦

妊娠7ヶ月～産後3ヶ月の方（妊娠5ヶ月から事前受付可）

### ◆けが人

けがにより車いす又は杖等を使用している方

### ◆その他

医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

## 利用証の申請方法

### ◆申請窓口

○以下の窓口で原則、即日交付しています。【受付時間：月曜日～金曜日の8:30～17:00（祝祭日を除く）】

県庁福祉保健企画課	TEL.097-506-2591	南部保健所	TEL.0972-22-0562
東部保健所	TEL.0977-67-2511	豊肥保健所	TEL.0974-22-0162
東部保健所地域福祉室	TEL.0977-72-2327	西部保健所	TEL.0973-23-3133
東部保健所国東保健部	TEL.0978-72-1127	西部保健所地域福祉室	TEL.0973-72-9522
中部保健所	TEL.0972-62-9171	北部保健所	TEL.0979-22-2210
中部保健所由布保健部	TEL.097-582-0660	北部保健所豊後高田保健部	TEL.0978-22-3165

○お急ぎでない方は、大分県総合社会福祉会館（大分県障害者社会参加推進センター）、協力的市町村、市町村社会福祉協議会でも申請できますので、お問い合わせください。（利用証は申請書受付後、郵送交付となります。）

### ◆必要書類

①申請書 上記窓口にて備え付けているほか、県福祉保健企画課ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html>

#### ②確認書類

○身体障がい者…身体障害者手帳

○妊産婦…母子健康手帳

○精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳

○けが人…診断書等（車いす、杖等の使用期間がわかるもの）、身分証明書

○難病患者…特定疾患医療受給者証、  
特定医療費（指定難病）受給者証又は  
小児慢性特定疾病医療受給者証

○その他…診断書等（歩行困難な旨、記載されたもの）、身分証明書

○知的障がい者…療育手帳

○高齢者…介護保険被保険者証

※ご家族が代理で申請される場合は、代理の方の身分証明書の提示をお願いします。

### ◆申請方法

上記窓口での申請のほか、郵送でも受け付けています。

※郵送による申請の場合は、申請書のほかに、返信用切手（140円）と確認書類の写しを必ず同封してください。

【送付先】 〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁福祉保健企画課

## 問い合わせ先

○大分県福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 TEL.097-506-2591（直通）